

協議第18号

総務・企画・人権関係事業について

総務・企画・人権関係事業について、次のとおり提案する。

平成16年12月7日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会
会長 中村 功一

記

総務、企画、人権関係事業については、別紙のとおりとする。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業																																																																																																																																							
調整方針	消防防災、電算システム、慣行、条例・規則、広報広聴、姉妹都市・国際交流、コミュニティ施策及び人権施策については、東近江市の制度及び方針に統一する。 ただし、別に調整が必要な事業については、各項目で別に定めるとおりとする。																																																																																																																																									
	1 市 2 町 の 現 況																																																																																																																																									
項目	東近江市（現況及び方針）	能登川町	蒲生町																																																																																																																																							
1. 消防防災事業																																																																																																																																										
常備消防	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部	東近江行政組合消防本部	東近江行政組合消防本部																																																																																																																																							
地域防災計画及び水防計画	地域防災計画及び水防計画については、合併時まで計画(案)を作成し、東近江市において、ただちに防災会議を開催し計画を策定する。	能登川町地域防災計画 平成9年3月策定 能登川町水防計画 毎年修正・策定	蒲生町地域防災計画 昭和37年12月策定 平成11年3月修正 蒲生町水防計画 毎年修正・策定																																																																																																																																							
消防団	消防団は、指揮命令系統を確保するため、合併時に統合する。 組織は、分団編成に統一し、階級は、団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長・団員とする。 副団長は6人とし、現行の区域を担当する。 東近江市消防団の組織及び人員 団長 1人 副団長 6人 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>団員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧八日市市分団</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>26</td> <td>196</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>旧永源寺町分団</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>23</td> <td>181</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>旧五箇荘町分団</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>89</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>旧愛東町分団</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>旧湖東町分団</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>33</td> <td>7</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>39</td> <td>122</td> <td>490</td> <td>687</td> </tr> </tbody> </table> 定数 694人		分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計	旧八日市市分団	8	8	9	26	196	247	旧永源寺町分団	3	3	12	23	181	222	旧五箇荘町分団	3	3	6	18	89	119	旧愛東町分団	2	2	7	22	17	50	旧湖東町分団	2	2	5	33	7	49	合計	18	18	39	122	490	687	組織・人員 団長 1人 副団長 1人 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>運転手</th> <th>班長</th> <th>団員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>35</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>38</td> <td>112</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table> 定数 172人		分団長	副分団長	部長	運転手	班長	団員	合計	第1分団	1	1	1	1	7	35	46	第2分団	1	1	1	1	9	24	37	第3分団	1	1	1	1	6	14	24	第4分団	1	1	1	1	5	15	24	第5分団	1	1	1	1	11	24	39	合計	5	5	5	5	38	112	170	組織・人員 団長 1人 副団長 1人 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>班長</th> <th>団員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1分団</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>44</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>57</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>53</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>154</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table> 定数 180人		分団長	副分団長	班長	団員	合計	第1分団	1	2	5	44	52	第2分団	1	2	5	57	65	第3分団	1	2	5	53	61	合計	3	6	15	154	178
	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計																																																																																																																																				
旧八日市市分団	8	8	9	26	196	247																																																																																																																																				
旧永源寺町分団	3	3	12	23	181	222																																																																																																																																				
旧五箇荘町分団	3	3	6	18	89	119																																																																																																																																				
旧愛東町分団	2	2	7	22	17	50																																																																																																																																				
旧湖東町分団	2	2	5	33	7	49																																																																																																																																				
合計	18	18	39	122	490	687																																																																																																																																				
	分団長	副分団長	部長	運転手	班長	団員	合計																																																																																																																																			
第1分団	1	1	1	1	7	35	46																																																																																																																																			
第2分団	1	1	1	1	9	24	37																																																																																																																																			
第3分団	1	1	1	1	6	14	24																																																																																																																																			
第4分団	1	1	1	1	5	15	24																																																																																																																																			
第5分団	1	1	1	1	11	24	39																																																																																																																																			
合計	5	5	5	5	38	112	170																																																																																																																																			
	分団長	副分団長	班長	団員	合計																																																																																																																																					
第1分団	1	2	5	44	52																																																																																																																																					
第2分団	1	2	5	57	65																																																																																																																																					
第3分団	1	2	5	53	61																																																																																																																																					
合計	3	6	15	154	178																																																																																																																																					
			【調整内容】 東近江市消防団の編成に準じ、能登川町及び蒲生町区域の消防団を再編し、統一する。																																																																																																																																							

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
防災施設機械器具等	<p>消防車両等は、消防力の基準及び地域の実情を充分考慮して計画的に配備する。</p> <p>消防団機械器具庫 20箇所 消防車両等 消防ポンプ車 16台 小型動力ポンプ積載車 6台 司令車 5台 小型動力ポンプ 3台 軽可搬動力ポンプ 2台 防災車 1台</p> <p>災害時備蓄品については、東近江市の地域防災計画に基づき整備する。</p> <p>備蓄場所 防災倉庫 1箇所 支所倉庫 3箇所 防災センター 1箇所 備蓄資機材 飲料水ろ水機、簡易式組 移動炊飯器、チーンソー 発電機 他 備蓄品 毛布 飲料水 食料品 紙おむつ 他</p> <p>第1次避難場所については、現行のとおりとする。 第2次避難場所については、調整する。</p> <p>避難場所 第1次避難場所 316箇所 第2次避難場所 91箇所</p> <p>防災行政無線については、東近江市において整備する。</p> <p>防災行政無線 基地局 4局 移動局 車載型 72局 可搬型 17局 携帯型 56局</p>	<p>消防団機械器具庫 5箇所 消防車両等 消防ポンプ車 3台 小型動力ポンプ積載車 2台 司令車 1台 小型動力ポンプ 1台</p> <p>備蓄場所 防災倉庫 1箇所</p> <p>備蓄資機材 飲料水ろ水機 移動炊飯器 他</p> <p>備蓄品 毛布 飲料水</p> <p>避難場所 第1次避難場所 9箇所 第2次避難場所 7箇所</p> <p>防災行政無線 基地局 1局 移動局 車載型 9局 可搬型 10局 携帯型 5局</p>	<p>消防団機械器具庫 3箇所 消防車両等 消防ポンプ車 3台 小型動力ポンプ積載車 1台 司令車 1台 小型動力ポンプ 20台 軽可搬動力ポンプ 3台</p> <p>備蓄場所 町役場倉庫</p> <p>備蓄資機材 飲料水ろ水機 簡易式組立トイレ 発電機 備蓄品 毛布 食料品 他</p> <p>避難場所 第1次避難場所 42箇所 第2次避難場所 11箇所</p> <p>防災行政無線 基地局 1局 移動局 車載型 10局 可搬型 1局 携帯型 15局</p>	<p>【説明】 第1次避難場所とは、自治会館等、日常的に身近な施設であり、住民が相互に安全確認を行える場所 第2次避難場所とは、学校等、一時的な生活が可能で、防災活動の拠点となる場所</p> <p>【説明】 防災行政無線とは、行政及び消防団が使用する無線</p>

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業			
1 市の 2 町の 現 況						
項 目	東近江市(現況及び方針)		能登川町		蒲生町	
2.電算システム	業務名			東近江市	能登川町	蒲生町
	1 基幹系業務	1.住民基本台帳・住民情報				
		2.住登外				
		3.印鑑登録証明				
		4.住民記録適用(抽出・作表)				
		5.口座・納組・住登外				
		6.送付先・納税管理人				
		7.選挙管理				
		8.バックアップシステム				
		9.住基ネットワーク				
		10.カード管理				
		11.証明書自動交付				
		12.幼稚園就園者管理				
		13.国民健康保険				
		14.老人保健・福祉医療				
		15.国民年金				
		16.介護保険				
		17.児童手当				
		18.住民税(市町県民税)				
		19.軽自動車税				
		20.固定資産税・共有者				
		21.収納(消込)				
		22.保育所授業料				
		23.児童扶養手当				
24.下水道受益者負担金						
業務名			東近江市	能登川町	蒲生町	
2 基幹系連携業務	1.OCR処理					
	2.滞納管理・収納支援					
	3.確定申告受付(支援)					
	4.健康管理					
	5.公営住宅管理					
	6.介護認定支援					
	7.戸籍					
	8.税務地図情報					
	9.農委・農地管理・農家台帳					
	10.家屋評価					
	11.居宅介護支援事業所支援					
業務名			東近江市	能登川町	蒲生町	
3 単独系業務	1.法人税システム					
	2.上下水道料金システム					
	3.公営企業会計システム					
	4.人事・給与システム					
	5.図書館(管理)システム					
	6.土木積算システム					
	7.国保データシステム					
	8.畜犬登録管理システム					
業務名			東近江市	能登川町	蒲生町	
4 情報系システム	1.総合財務会計システム 起債・契約・財産管理等含む					
	2.グループウェアシステム 公文書管理含む					
	3.例規法令検索システム					

【調整内容】
 基幹系業務及び情報系システムについては、平成17年度中に統一し、ネットワークシステムにより運用する。
 基幹系連携業務及び単独系業務については、平成18年度までに統一に向け調整する。

【東近江市のみで稼働中のシステムは除く】

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
項目	1 市	2 町	の 現 況	
項目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
3. 慣行 市章		 昭和36年7月制定	 昭和32年10月1日制定	
市民憲章や市の花等	市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言については、東近江市において制定の必要性を検討する。	<p>【憲章】 能登川町町民憲章 昭和50年7月6日制定</p> <p>【木・花・鳥】 町の木 松 昭和49年1月制定 町の花 菊 “ ” 町の鳥 きじ “ ”</p> <p>【町の歌】 能登川町歌</p> <p>【宣言】 平和都市宣言 昭和62年9月9日制定 人権尊重のまち宣言 平成6年12月12日制定</p>	<p>【憲章】 蒲生町町民憲章 昭和60年11月3日制定</p> <p>【木・花・鳥】 町の木 さくら 昭和50年11月1日制定 町の花 つつじ “ ” 町の鳥 うぐいす “ ”</p> <p>【町の歌】 該当なし</p> <p>【宣言】 非核蒲生町宣言 昭和63年6月21日制定</p>	
4. 条例・規則	<p>条例・規則の制定に当たっては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <p>1.合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2.合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3.合併後、逐次制定し、施行させることとするもの</p> <p>【例規集に掲載されている条例・例規の数】 条 例 244本 規 則 233本 合 計 477本</p>	<p>【例規集に掲載されている条例・例規の数】 条 例 172本 規 則 164本 合 計 336本</p>	<p>【例規集に掲載されている条例・例規の数】 条 例 148本 規 則 141本 合 計 289本</p> <p>【調整内容】 条例・規則は東近江市の条例・規則を適用する。 ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則の新規制定、一部改正等を行うものとする。</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
1 市の 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
5. 広報広聴事業				
広報紙	<p>合併時に統合し広報活動の充実に努める。 広報紙の発行回数は月1回を基本とし、発行スタイルはA4版とする。 配布方法は、新聞折込みを基本とし、新聞未購読者には郵送で配布する。 市外在住の広報配布希望者には、原則として送料本人負担で郵送する。</p>	<p>広報「のりがわ」 発行回数 月1回 発行部数 7,400部 様式 A4版(24頁) 配布方法 自治会配布 自治会未加入者には郵送 町外在住の希望者には郵送 (送料負担)</p>	<p>広報「がもう」 発行回数 月1回 発行部数 4,500部 様式 A4版(20頁) 配布方法 自治会配布 自治会未加入者には郵送 町外在住の希望者には郵送 (無料、ただし営利企業には有料)</p>	
放送による広報	<p>放送による広報については、旧町のとおりとする。但し、住民サービスの公平性を考慮し、ケーブルテレビを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧永源寺町・・・有線放送 ・旧五個荘町・・・オフトーク ・旧愛東町・・・無線放送 ・旧湖東町・・・ケーブルテレビ 	<p>有線放送(有線放送農協) 能登川町有線放送農業協同組合に行政番組を委託し行政情報を提供。</p>	<p>防災行政無線 蒲生町防災行政無線を利用し行政情報を提供。</p>	
ホームページ	<p>合併時にホームページを開設し、充実した行政情報の発信に努める。</p>	<p>能登川町ホームページ 開設日 平成14年2月</p>	<p>蒲生町ホームページ 開設日 平成13年2月</p>	<p>【調整内容】 合併時に東近江市のホームページに統合する。</p>
広聴活動	<p>市長への手紙、電子メール及び住民懇談会等広聴活動の充実に努める。</p>	<p>町長への手紙 該当なし</p> <p>電子メールによる意見聴取 随時 字別懇談会 随時開催</p>	<p>さわやかメール 年2回、広報紙に用紙をはさみ込み、町長へ手紙を出せる。</p> <p>電子メールによる意見聴取 随時 字別懇談会 随時開催</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
1 市の 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
6. 姉妹都市・国際交流				
国際交流	<p>姉妹都市、友好都市、文化交流都市との交流については、旧市町から原則として引き継ぎ、その他の都市交流は調整する。また各交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ調整する。</p> <p>【姉妹都市】 マーケット市(米国) レトピック市(スウェーデン)</p> <p>【友好都市】 常德市(中国)</p> <p>【文化交流都市】 統營市[統營文化院](大韓民国)</p> <p>【その他交流都市】 ハノーバー市(ドイツ) ケベック市(カナダ) ラブランド市(米国)</p>	<p>【姉妹都市】 テーバー町 カナダ・アルバータ州 調印年月日 昭和56年3月27日</p>	<p>【姉妹都市】 場岩面(チャンアソジョン) 大韓民国忠清南道扶餘郡 調印年月日 平成4年11月2日</p>	
国内交流	<p>国内交流については、旧市町から原則として引き継ぐ。ただし、交流事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、調整する。</p> <p>【国内交流都市】 伊吹町、柏原市、愛別町、 愛川町、愛野町 勝山町(歴史友好都市)</p>	<p>【国内交流都市】 福岡県糟屋郡篠栗町 提携年月日 昭和54年9月5日</p> <p>北海道檜山郡江差町 提携年月日 昭和59年6月1日</p>	<p>【国内交流都市】 宮崎県東臼杵郡南郷村</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町		蒲生町
7. コミュニティ施策				
自治組織	<p>自治組織については、旧市町の自治会を基本に地区自治会連合会、東近江市自治会連合会を設置する。</p> <p>自治会の組織及び区域は旧市町のとおりとし、名称については「自治会」とする。 自治会連合組織については、市自治会連合会を置き、その下に12の地区を設定し、各地区に地区自治会連合会を置く。</p>	<p>自治会数 50</p> <p>能登川町区長会 1</p>	<p>自治会数 42</p> <p>蒲生町区長会 1</p>	<p>【調整内容】 自治会の連合組織については、東近江市自治会連合会を置き、その下に14の地区を設定し、各地区に地区自治会連合会を置く。 (資料1参照)</p>
コミュニティ施策				
自治会への補助金	<p>コミュニティ施策については、地域の自立を促し、自治活動の活性化が図られるよう支援事業の調整に努める。</p> <p>自治会へは、「自治ハウス整備事業」を県の補助事業の動向に合わせて引き続き実施する。また、その他の自治活動に対しては、「コミュニティ活動補助金」を新設し、自治活動の活性化を図る。</p>	<p>ふるさと自治活動補助金 自治ハウス整備事業 自治活動活性化事業 まちづくり活動設備整備事業 近隣景観形成協定推進事業 近隣景観形成協定等修景対策事業</p>	<p>自治ハウス設置事業補助金 自治ハウス整備事業 わがまち夢プラン推進支援事業 わがまち夢プラン推進委員会運営事業 わがまち夢プラン住民参加事業</p>	
地区単位へのまちづくり補助事業	<p>地区単位のまちづくり補助事業については、旧八日市市の例を参考に実施するよう調整する。</p> <p>八日市市の現況(参考) 元気なまちづくり推進事業費補助金補助事業 (目的) 活力にあふれ、魅力ある地域社会を築くため、自治会を超えた市立公民館が範囲とする区域で取り組む市民主導のまちづくり事業に対する補助 (種別) まちづくり委員会運営事業 まちづくりモデル事業</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
自治連合会、区長会への補助事業	<p>市自治連合会へは、「運営補助金」を新設し補助する。</p>	<p>区長業務委託料</p>	<p>区長会補助金</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業	
1 市 2 町の 現 況				
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町	
8. 人権施策				
人権条例	<p>旧市町の取り組みの経緯を踏まえ、速やかに人権条例を制定し事業を推進する。</p> <p>新条例に基づいて審議会の設置、基本計画の策定、推進体制の整備を図る。</p>	<p>能登川町人権擁護条例 制定年月日 平成9年9月25日</p> <p>人権教育のための国連10年能登川町行動計画</p>	<p>該当なし</p> <p>人権教育のための国連10年蒲生町行動計画</p>	
人権教育・人権啓発				
人権教育推進会議	<p>人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議会と連携を図りながら積極的に推進する。</p> <p>旧市町の組織を合併時に統合し、組織は旧八日市市の例を基本に調整する。 地区自治会連合会の区域に、それぞれ地区協議会を設置する。</p> <p>八日市市の現況(参考) ・八日市市人権のまちづくり協議会 組織 会長 1名 副会長 3名 常任委員 若干名 会計監事 2名 会計 1名</p> <p>次の代議員で組織 地区人権のまちづくり協議会8名 市議会2名 各種団体等108名 ・地区人権のまちづくり協議会 市内8地区ごとに市協議会に準じた形で組織 人権のまちづくり推進員 306名</p>	<p>能登川町人権・同和教育推進協議会 委員数 60名</p>	<p>蒲生町人権学習推進協議会 委員数 111名</p>	
人権教育推進員	<p>各自治会に原則2名(男女各1名)の推進員を置く。</p>	<p>能登川町人権・同和教育推進員 各字 1名</p>	<p>蒲生町人権学習推進員 各字 1名</p>	

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の調整方針

協定項目番号	15 - 1	協定項目名	総務・企画・人権関係事業
1 市 2 町の 現 況			
項 目	東近江市(現況及び方針)	能登川町	蒲生町
人権教育事業	<p>人権教育リーダー研修、市民(町民)のつどい、青年集会・女性集会については実施する。</p> <p>人権学習会については、地区自治会連合会の区域で実施する。</p> <p>各地区ミニ講座については、旧八日市市の例を基本に地区自治会連合会の区域で実施する。</p> <p>旧市町で実施していた組別懇談会は廃止し、自治会毎に懇談会を実施する。</p> <p>旧愛東町の人権啓発集落事業を基本に、モデル自治会を選定し、人権啓発を推進する。</p>	<p>人権・同和問題地域リーダー養成講座 7回講座</p> <p>明るい町づくり町民のつどい</p> <p>男女共同参画社会づくりをめざしてのつどい</p> <p>人権・同和問題地区別懇談会</p>	<p>21世紀のまちづくり研修会 4回講座</p> <p>明るいまちづくり町民のつどい</p> <p>女性の人権を語る集会</p> <p>地区別懇談会</p>
人権啓発事業	<p>人権啓発作品募集、啓発冊子・啓発紙の配布については、引き続き実施する。</p>	<p>啓発ポスター・標語・作文募集</p> <p>啓発冊子「心の通う町づくり」年1回全戸配布</p>	<p>人権ふれあいメッセージ募集</p> <p>啓発冊子「やすらぎ」年1回全戸配布</p> <p>啓発紙「和と輪」年2回全戸配布</p>
地域総合センター	<p>旧市町の現行のとおり引き継ぐ。</p>	<p>該当なし</p>	<p>蒲生町立石塔会館</p>
人権・民事・外国人相談事業	<p>旧八日市市の例を基本に相談事業を実施する。</p> <p>八日市市の現況(参考) 人権相談、女性の相談、登記相談、行政相談、法律相談、心配事相談、市民相談、外国人相談</p>	<p>人権相談、法律相談、ふれあい相談、少年相談</p>	<p>人権相談、行政相談、心配ごと相談、介護相談、障害者相談</p>
男女共同参画	<p>男女共同参画については、旧市町での取り組みを踏まえ、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参画社会の早期実現をめざす。</p>		
計画策定	<p>男女共同参画計画については、すみやかに策定する。ただし、策定までの間は、旧市町の計画等を尊重し、男女共同参画事業を実施する。</p>	<p>能登川町男女共同参画推進計画</p> <p>策定年月 平成15年3月</p> <p>計画期間 平成15年4月～平成23年3月</p>	<p>蒲生町男女共同参画推進計画</p> <p>「あかね パートナープラン」</p> <p>策定年月 平成16年3月</p> <p>計画期間 平成16年4月～平成24年3月</p>
行政委員や審議会委員等への参画	<p>東近江市における行政委員や審議会委員等への参画は、女性委員ゼロの解消を進め、男女共に30%以上を目標とする。</p>	<p>各委員会等の男性・女性委員ゼロの解消</p> <p>女性委員の30%以上の参画</p> <p>女性参画状況: 議会 16.7%・委員会 9.8% 付属機関 21.37%</p>	<p>各委員会等の女性委員ゼロの解消</p> <p>女性委員の30%以上の参画</p> <p>女性参画状況: 議会 13.3%・委員会 5.4% 付属機関 16.6%</p>
男女共同参画推進体制	<p>すみやかに諮問機関を設置し、推進体制を整備する。</p>	<p>諮問機関: 能登川町男女共同参画懇話会 平成13年4月設置</p> <p>連携団体: 能登川町男女共同参画パートナー 平成10年10月設置</p>	<p>諮問機関: 蒲生町男女共同参画懇話会 平成15年8月設置</p>

協 定 項 目

総務・企画・人権関係事業（コミュニティ施策）

協 定 項 目 N o .

15 - 1

東近江市における自治組織の組織体系図

東近江市自治会連合会

平田地区 自治会連合会	市辺地区 自治会連合会	玉緒地区 自治会連合会	御園地区 自治会連合会	建部地区 自治会連合会	中野地区 自治会連合会	八日市地区 自治会連合会	南部地区 自治会連合会	永源寺地区 自治会連合会	五個荘地区 自治会連合会	愛東地区 自治会連合会	湖東地区 自治会連合会	能登川地区 自治会連合会	蒲生地区 自治会連合会
上平木 平田 柏木 下羽田 中羽田 上羽田南方 上羽田西方 上羽田北方 上羽田平石 平田駅前 野端住宅 鳴谷	東市辺 西市辺 糠塚 野口 市辺駅前 三津屋 布施 蛇溝 長谷野 布引 船岡 柏 ホ-ブタウン-丁目 布引台二丁目	瓜生津 岸畑 土器 上大森 大森 大森団地1 大森団地2 大森団地県営 尻無 下二俣 柴原南 芝原 県営沖ノ原団地 葵町 宮の平 宝積 沖野三笠	池田 今代 寺 岡田 御園 林田 五智 中小路 中小路東 中小路西 中小路南 妙法寺北 妙法寺南 妙法寺東 神田 野村 外 野村沖 川合寺 勝見団地 八日市藤の森	建部日吉住宅 建部日吉 建部竹鼻 建部瓦屋寺 建部大塚 建部下野 建部上中北 建部上中南 建部北 建部浅前 建部堺 建部南 建部東一 建部東二 建部相生 建部石地 建部山手 建部山の神 建部山の神北	中野一区 中野二区 東中野一区 東中野二区 西中野 栄町東区 栄町西区 昭和 今崎 今堀 県営住宅 市営住宅 丸の内 小今 小今北野 小今西出 長森 小脇 宿 太郎坊 今里 四ツ辻 宮 寿 福 緑ヶ丘 未来ヶ丘	東本町1 東本町2 東本町3 東本町4 東本町5 緑南町 上之町1 上之町2 上之町3 川端1 川端2 仲之町 中央 北之町 南町 南東 南西 東組 西組 十三会 中堀1 中堀2 金屋市場 宮前 出町 新町 瓢箪小路 青葉 浜野旭町 浜野北 浜野中央 東浜東 市口 延命 松尾 東浜ニュータウン 清水1 清水2 清水3 清水4 清水5 清水6 清水7 清水8 清水9 緑町北 緑町東部 雇用促進住宅外町宿舎	聖徳 沖野団地 聖和 ひばり1 ひばり2 ひばり3 ひばり4 幸 春日 旭町 沖野1 沖野2 沖野3	藤の森 如来 石谷 一式 新出 市原野 高木 上二俣 町営住宅 池之脇 和南 甲津畑 山上1 山上2 山上3 山上4 山上5 山上6 山上7 青野 青野住宅 青野ニュータウン 高野 相谷 佐目 萱尾 夢畑 黄和田 杠葉尾 政所 箕川 蛭谷 君ヶ畑	山本 新堂 木流 平阪 伊野部 奥 三俣 北町屋 石塚 清水鼻 金堂 石川 塚本 川並 石馬寺 七里 日吉 宮莊 五位田 竜田 小幡 中 築瀬 和田 河曲 貴船	平尾 園 大覚寺 大林 大林町営住宅 市ヶ原 上中野 下中野 池之尻 百濟寺乙 百濟寺丙 百濟寺丁 百濟寺戊 外 小倉 青山 曾根 妹 中戸 鯉江 上岸本 梅林 大萩	僧坊 湯屋 平柳 祇園 小八木 今在家 平松 大沢 南花沢 北花沢 読合堂 中里 下里 中一色 下一色 勝堂 北菩提寺 西菩提寺 南菩提寺 横溝 横溝出屋敷 湖東ニュータウン 中岸本 下岸本 小田苅 大清水 南清水 北清水 清水中 長 小池 池庄	長勝寺 神郷 佐生 佐野 種 今 垣見 本町区 猪子 林 能登川 安楽寺 北須田 南須田 伊庭 山路 跡光寺 小川 川南 阿弥陀堂 新宮東 新宮西 乙女浜 福堂 栗見新田 栗見出在家 中央 城東 中洲 大中 栄町 桜ヶ丘 新種 泉台 高岸台 神郷団地 志賀田 ドリームハイツ 尾・台 若葉 奥田社宅 東佐野 旭ヶ丘 南佐野 緑が丘 大徳寺 大地 パークシティ能登川 東佐生 堀切	鑄物師 岡本 上麻生 下麻生 大塚 田井 大森 鈴 蒲生堂 宮川 外原 宮井 葛巻 横山 合戸 上南 市子殿 市子沖 市子松井 市子川原 長峰東1 長峰東2 長峰西 長峰南 長峰北 平林 石塔第一 石塔第二 綺田 寺 桜川東 桜川西 川合畑田 川合東出 川合西出 川合本郷 川合上本郷 木村 稲垂 赤坂団地 川原東 チェリータウン